

京都市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、個別外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和3年10月8日

京都市監査委員 吉井 章  
同 安井 勉  
同 山添 洋司  
同 河原林 温朗

1 氏名及び住所

氏名	住所
荒木 聡	京都市中京区守山町 156-3-205
四方 浩人	京都市中京区西洞院通三条下る柳水町 71-1 菅原ビル 301号
松原 広幸	京都府相楽郡精華町光台四丁目 13番地 5
松本 慎太郎	滋賀県大津市春日町 1番 5-519号

2 事務を補助できる期間

令和3年10月8日から令和3年12月28日まで

(監査事務局)